

# 平成20年度事業評価書（事前）要旨

（整理番号 25）

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局総務課

<p><b>事業名</b></p>	<p>地域生活定着支援事業</p>																																			
<p><b>政策体系上の位置付け</b></p>	<p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>																																			
<p><b>事業の概要</b></p>	<p>刑務所入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター（仮称）を都道府県ごとに1つ、設置する。 地域生活定着支援センター（仮称）は、刑務所所在地における、刑務所入所者の帰住先決定、ニーズ把握等の事前調整を行う役割と、帰住予定地における入所者の生活保護受給、福祉サービス利用の受入先調整を行う役割の2つの役割を併せ持つ。</p>																																			
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>（1）必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="320 824 1233 1473"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>（2）有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="320 1570 1201 1742"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。</td> </tr> </table> <p>（3）効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="320 1805 1201 1877"> <tr> <td>従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。	従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。																																			
従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。																																				

(政策等への反映の方向性)  
 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。  
 (概算要求額:940百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 地域生活定着支援センター(仮称)における相談・調整件数	本事業による相談・調整件数は、法務関係機関と同センターの連携により、当該刑務所出所者に対して行った福祉的支援の状況を示すものである。
2	
(調査名・資料出所、備考) 各事業実施者からの報告による。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)